

## 6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

### 1 地域共生社会の実現の推進 ニッポン一億総活躍プラン

政府が平成 28 年 6 月に閣議決定した「**ニッポン一億総活躍プラン**」において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」の実現を提示し、

- ・小中学校区等の住民に身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・市町村における、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制作り
- ・**共助**の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成に向けた取組などを進めることとした。

## 7 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

**公的年金制度**は、**現役世代**の **①** **負担**により、その時々の高齢世代の**年金給付**をまかなう **②** の仕組みにより運営されている。

現在では、**国民の約 ③ 割** (約 4,025 万人 (平成 27 年度)) が**公的年金**を受給し、**高齢者世帯の収入の ④ 割**を**公的年金**が占めるなど、国民の老後生活の柱としての役割を担っている。

### 1 公的年金制度の最近の動向について

#### (1) 公的年金制度を巡る最近の議論について

##### i) 年金受給資格期間の 25 年から 10 年への短縮

無年金者をできる限り救済すると同時に、納付した年金 **①** を極力給付に結びつける観点から、**老齢基礎年金等の受給資格期間を 25 年から ⑤ 年に短縮する**措置を消費税率の 10 %への引上げ時に行うこととしていたが、無年金の問題は喫緊の課題であり、できる限り早期に実施する必要があるため、その施行期日を**平成 29 年 8 月 1 日**に改める「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が第 192 回国会において成立した。

本法律により、これまで **①** の納付期間や納付を免除された期間等が 25 年に足りず、年金を受け取ることができなかつた方 (約 64 万人) についても、**保険料納付期間等が ⑤ 年以上**あれば、新たに年金の受給対象となり、**平成 ⑥ 月から年金が支給される**。具体的には、**平成 ⑦ 月分の年金が平成 ⑥ 月に支給される**こととなる。

- ① 保険料
- ② 世代間扶養
- ③ 3
- ④ 7

⑤ 10

⑥ 29 年 10

⑦ 29 年 9

## ii) 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

公的年金制度の改革に関しては、平成 25 年 8 月 6 日にまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえ、同年 12 月 5 日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（以下「社会保障改革プログラム法」という。）において、

- (1) マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方
- (2) 短時間労働者に対する厚生年金保険や健康保険の適用範囲の拡大
- (3) 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- (4) 高所得者の年金給付の在り方や公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

の検討事項が規定されており、政府はこれらの事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

そして、社会保障審議会年金部会において、社会保障改革プログラム法の規定や、平成 26 年財政検証の結果等を踏まえて議論が行われ、平成 27 年 1 月 21 日に取りまとめられた「社会保障審議会年金部会における議論の整理」や与党における議論を踏まえ、公的年金制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第 190 回国会に提出し、第 192 回国会において成立した。本法律の主な内容は以下のとおりである。

### (1) 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進（平成 29 年 4 月施行）

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、より多くの働く方の年金などの保障を厚くしていく観点から、**被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大**を進めていくことは重要である。

平成 28 年 10 月から、**従業員数が ① 人以上の企業**において、**週に ② 時間以上働く等の一定の要件を満たす短時間労働者**を対象に被用者保険の適用拡大が実施されているが、適用拡大をより一層進める観点から、**従業員数が ③ 人以下の中小企業等で働く短時間労働者**についても、労使間での合意を前提に、企業単位で適用範囲を拡大することとした。

**短時間労働者**が被用者保険に加入することにより、**将来受け取る ④**が増えることに加え、**⑤ がある状態になった場合**なども、より多くの **④**を受け取ることができるほか、**医療保険においても ⑥ や ⑦ を受け取ることができる**といったメリットもあり、これらの内容等について、リーフレット等を活用し、引き続き周知・広報に取り組んでいく。

また、今後、適用拡大の施行状況、就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を進めていくこととしている。

① 501

② 20

③ 500

④年金

⑤障害

⑥傷病手当金

⑦出産手当金

## (2) 国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料の免除（平成 31 年 4 月施行）

次世代育成支援の観点から、**国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間**（出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの 4 ヶ月間）の**保険料を免除**することとした。また、一般的には免除される期間については、**満額の基礎年金の半分**（国庫負担相当分）が支払われるところであるが、今回の免除については、免除期間に**満額の基礎年金を保障**することとした。なお、年間約 20 万人の方が対象となる見込みである。この費用については、国民年金第 1 号被保険者全体で負担し支え合う観点から、**国民年金の保険料が月額 ① 円程度引き上げられる**。

① 100

## (3) 年金額改定ルールの見直し

### 1 マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し（平成 30 年 4 月施行）

**マクロ経済スライド**は、②が進む中で、**現役世代の**③が過重なものとならないように、**保険料の上限を**④し、その限られた財源の範囲内で**年金の**⑤を徐々に調整する仕組みとして導入されたものであり、**賃金・**⑥がプラスの場合に限り、その伸びを抑制する形で年金額に反映させるものである。**マクロ経済スライド**による調整をより早く終了することができれば、その分、将来年金を受給する世代（将来世代）の⑤が高い水準で安定することになる。

② 少子高齢化  
③ 負担  
④ 固定  
⑤ 給付水準  
⑥ 物価

このため、**マクロ経済スライド**による調整をできるだけ早期に実施するために、現在の年金受給者に配慮する観点から、年金の名目額が前年度を下回らない措置（名目下限措置）は維持しつつ、**賃金・**⑥上昇の範囲内で、**前年度までの**⑦を含めて調整することとした。

⑦ 未調整分（キャリアオーバー分）

### 2 賃金の低下に合わせた年金額の改定ルールの見直し（平成 33 年 4 月施行）

②が進む中で、**現役世代の**③が過重なものとならないよう、**現役世代の**③能力を示す賃金の変動する範囲内で年金額を改定するという基本的な考え方に立って、これまでも制度改革に取り組んできており、平成 16 年の年金制度改革では、**賃金が**⑥**ほどには上昇しない場合には、**⑥**変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルール**を導入していた。しかしながら、賃金が低下する場合には、こうした考え方が徹底されていなかったため、過去 10 年余りのデフレ経済の下で賃金が低下した一方で、年金額はこの賃金の低下に連動しなかった結果、現役世代の賃金に対する年金受給者が受け取る年金の比率が従来よりも上昇する一方で、現役世代が将来受け取る年金の比率は従来よりも低下することが、⑧の結果により明らかとなっていた。

⑧ 財政検証

このため、将来年金を受け取る世代の**給付水準**を確保する観点から、**賃金が物価よりも低下する**場合に、**賃金の低下**に合わせて年金額を改定するようルールを見直すこととした。なお、この見直しについては低所得・低賃金の方に対する**最大年 6 万円の年金生活者支援給付金**を平成 31 年 10 月までに実施した後に施行することとしている。

## (II) 年金積立金の管理・運用

### i) 年金積立金の管理・運用の考え方

**年金積立金**は、国民の皆様からお預かりした **①** の一部を積み立て、積立金として長期的な観点から **②** に運用し、将来の年金給付に充てることにより、**年金財政を安定化**させているものである。**年金積立金**の運用は、**年金給付費が基本的に名目賃金上昇率に連動して増減する**ため、これに対応した実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）を最低限のリスクで確保することが重要である。平成 26 年**財政検証**では複数の経済前提が設定され、各ケースに対応できる長期の実質的な運用利回りとして 1.7 %が示された。この**年金積立金**は、厚生労働大臣が運用に特化した専門の法人である**年金積立金管理運用独立行政法人**（以下「GPIF」という。）に **③** することにより管理・運用されている。

GPIFは、厚生労働大臣から示された中期目標を達成するために、基本的な資産の構成割合（基本ポートフォリオ）を含む中期計画や、運用の具体的な方針を策定し、これらに基づき、**年金積立金**を国内外の資産に分散して投資することにより、管理・運用を行っている。これらの資産運用は、公募により選定された内外の優れた民間の運用受託機関（信託銀行や投資顧問会社）に委託して行うほか、国内債券等の一部の資産については自家運用により行っている。

※：GPIFに合議制の経営委員会が設けられ、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定や執行機関の業務執行に対する監督を行うこととされている。

### ii) 直近の運用状況について

**年金積立金の運用状況**については、長期的な観点から評価することが必要であるが、透明性を確保する観点から、GPIFは四半期ごとに公表を行っている。また、**年金積立金**の一部は、年金給付等の資金繰り上必要な資金として **④** において管理し、**財政融資資金への ⑤** による運用を行っている。これらを合計した年金積立金全体の運用実績には、厚生労働大臣が自主運用を開始した平成 13 年度から平成 27 年度までの累積で約 56.5 兆円となっており、収益率でみると名目賃金上昇率を平均で約 3.1 %上回り、年金財政に貢献していると言える。

①保険料  
②安全かつ効率的

③寄託

④年金特別会計  
⑤預託

## 2 私的年金制度の最近の動向について

### (1) 私的年金制度の役割

私的年金制度は、**確定給付企業年金**、**企業型** ①、**個人型** ①、②等の総称であり、③と相まって高齢期における所得を確保するため、**国民の自助努力**を支援する制度である。④の**進展**、**産業構造の変化**等の社会経済情勢が変化する中で、私的年金はますます重要性を増している。私的年金の加入率向上を図るため、今まで以上に利用しやすい①**制度や確定給付企業年金制度**の整備に向けた取組みを進めている。

### (2) 確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度の見直しについて

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」では、**私的年金**の普及・拡大を図るため、**個人型** ①の**加入者範囲**を基本的に⑤**歳以上**⑥**歳未満の全ての方に拡大**したほか、中小企業でも実施しやすい**簡易型** ①の**創設**、企業年金を実施できない事業主の方でも従業員の**自助努力**を支援できるようにする**小規模事業主掛金納付制度**の創設等を行うこととしている。

平成 29 年 1 月からの個人型 ①の加入者範囲拡大に伴い、個人型 ①の愛称を「**iDeCo (イデコ)**」と命名し、**iDeCo**の認知度向上と制度理解の促進を図るため、官民一体となって**iDeCo**の意義や重要性、仕組みについて広く周知・広報を進めている。

また、確定給付企業年金については、企業の取り得る選択肢を拡大し企業年金制度を実施しやすい環境を整備するため、確定給付企業年金の弾力的な運営を可能とする制度改正を行い、平成 29 年 1 月より施行された。具体的には、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出を可能とする**リスク対応掛金**の仕組みを導入し、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組みである**リスク分担型企業年金**を実施可能とした。

これらの企業年金制度の改正等により、ライフコースや働き方の多様化等が進む中で、私的年金の普及・拡大を図るとともに、高齢期に向けた個人の継続的な**自助努力の支援**に取り組んでいくこととしている。

## 3 国際化への対応

海外在留邦人等が日本及び外国の年金制度等に加入し保険料を**二重に負担**することを防止し、また、両国での年金制度の**加入期間を通算**することを目的として、外国との間で**社会保障協定の締結**を進めている。**平成 12 年 2 月にドイツ**との間で協定が発効して以来、平成 29 年 4 月までに、欧米先進国を中心に 16 カ国との間で協定が発効している。また、昨今の我が国と新興国との経済関係の進展に伴い、新興国との間でも協定の締結を進めており、**平成 28 年 10 月にはインド**との間の協定が発効に至ったほか、中

- ① 確定拠出年金
- ② 国民年金基金
- ③ 公的年金
- ④ 少子高齢化

⑤ 20

⑥ 60

国等とも協定の締結に向けた政府間交渉を行っている。

我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、当該相手国における在留邦人及び進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額その他の状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国と当該相手国との二国間関係及び社会保障制度の違いその他の諸点を総合的に考慮した上で優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。今後とも、政府として、社会保障協定の締結に向けた取組みを一層推進していくこととしている。

#### 4 日本年金機構と年金業務運営

##### (1) 日本年金機構について

平成  年 1 月 1 日、旧社会保険庁が廃止され、政府が管掌する**公的年金事業**の運営を担う非公務員型の公法人である**日本年金機構**が設立された。

**日本年金機構**は、厚生労働大臣の監督の下、国と密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の**信頼を確保**し、もって**国民生活の安定**に寄与することを目的とし、平成  年 1 月に厚生労働省が定めた第 1 期中期目標（対象期間：平成  年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 4 年 3 か月間）並びに日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行ってきた。平成 26 年度からは、第 2 期中期目標（対象期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間）及び中期計画に基づいて業務を実施している。

##### (2) 日本年金機構の取組み

**日本年金機構**においては、**年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、 の管理、年金相談**という一連の業務を正確かつ確実に遂行するとともに、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている。

##### i) 国民年金の保険料納付率向上と厚生年金の適用促進

国民年金保険料の納付率は、平成 17 年度の 67.1 %から年々低下傾向にあった。このため、市場化テストにより納付督促や免除等勧奨業務を受託する**事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進等**による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。平成 24 年度以降は**上昇傾向**にあり、平成 28 年度には、対前年同期差+ 1.7 ポイントの 65.0 %となった。

① 22

②年金記録

平成 28 年度においては、**納付猶予制度の拡大**、**免除委託制度の実施**に取り組んだほか、控除後所得 350 万円以上かつ未納月数 7 月以上のすべての滞納者に対する督促の実施（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差押等の手続に入る。）、悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図った。

督促の範囲については、所得などによって一定の基準を設けながら段階的に拡大を図ることとしており、平成 30 年度を目途に、免除等に該当する可能性のある低所得者などを除いた全ての滞納者への督促を目指し、平成 29 年度においては、**控除後所得**  **万円以上かつ未納月数**  **月以上**（控除後所得が 350 万円以上である場合、未納月数は 7 月以上）の全ての滞納者に督促を実施することとしている。

厚生年金保険の適用促進については、これまでも雇用保険情報や法務省から法人登記簿情報の提供を受けているところであるが、さらに国税庁からも法人の源泉徴収義務者情報の提供を受けており、これらを活用し適用すべき事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことで、適用に結びつけているところである。加入指導により適用となった事業所数は、平成 22 年度は 4,808 件、平成 23 年度は 6,685 件、平成 24 年度は 8,322 件、平成 25 年度は 19,099 件、平成 26 年度は 39,704 件、平成 27 年度は 92,550 件、平成 28 年度は 115,105 件と増加してきている。平成 29 年度においても、事業所の規模に応じて、計画的な適用促進対策を進めることとしている。また、地方自治体に対し、新規営業許可（届出・指定等含む）申請時に社会保険の加入状況を確認し、仮に本来加入すべき事業所が加入していない場合には、情報提供を行うよう求め、その情報提供に基づき加入勧奨を行うこととしている。

## ii) 年金給付や年金相談業務の改善

年金の給付については、年金請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして定め、達成率 90 % 以上を維持するよう取り組むこととしている。このほか、年金受給にできる限り結び付けていくための取組みとして、受給者の申請忘れ・申請漏れを防止するため、**年金支給年齢に到達する直前**に、年金請求書を本人宛に送付することや、**69 歳到達時に**  を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促すためのお知らせを送付すること等を行うこととしている。

また、年金の適正な支払いのため、受給者の健在の確認には原則として住民基本台帳ネットワークを活用しており、本人からの届出により確認を行っている方について、マイナンバーの登録や住民票の添付を求めるといった取組みを行っている。

① 300

② 13

③ 受給資格期間

### iii) 事務処理誤りの防止

日本年金機構における事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるおそれがあるため、事務処理の正確性の確保は重要であり、事務処理誤りの未然防止及び再発防止の観点から、(1)統一業務マニュアルに基づく正確な事務処理の徹底や、(2)事務処理誤り防止の取組みを推進することとしている。

具体的には、(1)については、統一業務マニュアルに基づく業務の標準化や、職員研修及び自己点検の実施による正確な事務処理の徹底を進めている。

また、(2)については、事務処理遅延、書類の紛失、誤送付・誤送信・誤交付の根絶を期すため、届書等の受付から未完結届書等の確認、決裁までの一連の処理が確実に実施されているか点検を行い、取組みが不十分な場合は指導により取組みの徹底を図るとともに、受付進捗管理システムの運用状況及び管理職員による未処理届書の定期的な確認を行っている。これらの取組状況については、日本年金機構の本部による内部監査等により確認を行っているところである。

このほか、立入指導において把握した発生原因や拠点における再発防止に向けた取組みを分析し、事務処理誤りの発生防止について取り組むこととしている。

### iv) 障害年金について

**障害基礎年金や障害厚生年金等の障害等級**は、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」に基づいて認定されているが、**①** **及び知的障害**の認定において、地域によって認定に差が生じていることが確認された。

こうしたことから、**①** **及び知的障害**の認定が当該障害認定基準に基づいて適正に行われ、地域差による不公平が生じないように、厚生労働省にて開催した「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」における議論を踏まえ、「国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等を策定し、平成28年年9月より実施している。

ガイドラインを用いた認定の流れとしては、まず、主治医が作成する診断書に記載された日常生活状況等の生活上の困難度合いによって定まる「等級の目安」を認識した上で、等級判定に当たり考慮することが妥当なものとして例示される生活環境等の「考慮すべき要素」を考慮し、さらに、それ以外の事項についても、診断書や本人又は家族等が記載する書類から認識して、総合的に判定することとしている。

また、日本年金機構本部及び事務センターで行っている障害年金の審査事務については、平成28年10月に障害年金センターを設置し、平成29年4月より審査を集約し、全国一体的な審査体制を確保している。

①精神障害



## 5 年金記録問題への取組み

**年金記録問題**については、平成19年7月に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で決定した「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を踏まえ、日本年金機構と密接に連携しながら、様々な取組みを進めてきた。

その結果、ご本人に記録を確認していただく「**ねんきん特別便**」等の送付により、約5,095万件の未統合記録について、約3,145万件（平成29年3月現在）の記録が解明された。また、コンピュータ上で管理している年金記録の正確性を確認する「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」などの取組みについても、作業が終了しており、これらの取組み等により回復した年金額（1年間で受け取る年金額の増額分）の合計は、少なくとも約1,256億円（平成29年3月現在）となっている。（平均余命を考慮して、65歳から受給した場合の年金額の回復総額を試算すると、約2.6兆円相当となる。）

また、**年金記録問題**への対応に資する取組み（再発防止策）の提言と、これまでの取組内容の整理を行うため、平成25年3月に社会保障審議会日本年金機構評価部会の下に「年金記録問題に関する特別委員会」が設けられ、全10回にわたる専門的な検討・整理を経て、平成26年1月に報告書が取りまとめられた。

これまでの対応や同報告書の提言を踏まえ、年金事業運営改善法において、年金記録が誤っている場合の訂正請求手続の創設、事務処理誤りにより保険料納付ができなかった者についての事後的救済手続の創設等が行われた。

### (1) 基礎年金番号への記録の統合

国民一人一人にご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」がないかを確認していただくため、平成19年12月から平成20年10月までに、全ての年金受給者及び現役加入者約1億900万人に「**ねんきん特別便**」を送付した。

それと並行して、**年金記録**に記載された氏名が旧姓のままであったケースなどへのきめ細かな対応、**住民基本台帳ネットワークの活用**、名寄せ作業の結果、未統合記録の持ち主である可能性が高い方に対する電話や訪問等によるフォローアップ照会や市区町村の協力による記録調査、ご本人に**年金記録**の再確認を呼びかける「気になる年金記録、再確認キャンペーン」などの様々な方法により、未統合記録の解明・統合作業を進めてきた。

## (2) 基礎年金番号の整備

年金記録を正確に管理するためには、1人に対して1つの **①** を確実に付番し、適切に管理する必要がある。

**①** の重複付番の発生を防止するため、資格取得届において **①** の記載がなく、かつ、対象者の氏名、性別及び生年月日と一致する記録に対応する **①** が既に存在すると考えられる場合は、仮 **①** の付番により別管理し、照会票により本人確認を行った上で、**①** を付番するという取組みを行っている。

また、平成26年10月から、事業主の協力を得て、資格取得届において住民票住所を記載いただくことで、本人の住民票コードを確認し、住民票コードを活用した **①** の重複付番の新規発生防止を図っている。

## (3) ご自身による年金記録確認の推進

年金記録は、国（日本年金機構）において正確な管理を徹底するとともに、ご本人自身にも確認いただき、なるべく早い時点で記録の「もれ」や「誤り」を申し出ていただくことも重要である。

そのため、平成21年4月から国民年金・厚生年金保険の全ての現役加入者の方に対し**毎年誕生月**に「**②**」を送付しており、年金加入期間、年金見込額、保険料納付額のほか、最近の月別状況として直近1年間の**国民年金の納付状況**や**厚生年金保険の ③** 等をお知らせしている。また、節目年齢（**35歳**、**④** 歳、**⑤** 歳）の方には封書形式で全ての加入記録をお知らせし、ご本人に年金記録をチェックしていただいている。一方、平成23年2月からは、ご自身の**年金記録**や将来受け取る**年金の見込額**などをパソコンやスマートフォンで24時間いつでも手軽に確認できる「ねんきんネット」のサービス提供を行っている。ねんきんネットでは、ご自身の年金記録の「もれ」や「誤り」を見つけやすいよう、年金に加入していない期間や **③** の大きな変動など、確認すべきポイントについてわかりやすく表示しているほか、自身の年金記録の確認だけでなく、持ち主が分からない未統合記録を検索することができる。具体的には、本人や既に亡くなられた家族などの氏名・生年月日・性別を入力し、一致する記録が見つかった場合は日本年金機構へ問い合わせいただくよう案内している。また、その他の機能として、現在と今後の職業や収入、期間等について一定の条件を設定した場合における将来受け取る年金の見込額の試算や、年金事務所に提出する保険料免除・納付猶予申請書等の届書の作成・印刷などを行うことができる。

①基礎年金番号

②ねんきん定期便

③標準報酬月額

④45

⑤59

#### (4) 年金記録の訂正手続

平成 26 年 6 月に「政府管掌年金事業の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、総務省に設置された **① 委員会** におけるあっせんの仕組みに代わり、年金制度の手続として年金記録の訂正を請求する仕組みが創設された。

具体的には、**年金記録**の「訂正請求」がされた場合には、厚生労働省（地方厚生（支）局長）は、様々な関連資料や周辺事情を収集・調査し、最終的に、国民の立場に立って、公平・公正な判断を行う地方審議会の審議結果に基づき、訂正、不訂正等の決定を行うこととなった。この「訂正請求」の手続が法律に規定されたことにより、地方厚生（支）局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことや決定の取消を求める訴訟を提起することが可能となった。

これにより、年金に加入している方（過去に加入していた方を含む。）やご本人が亡くなっている場合のご遺族の方は、**国民年金及び厚生年金保険**の**年金記録**に誤りがあると思ったときは、厚生労働大臣に対し訂正を請求することができるようになり、平成 27 年 3 月 1 日から年金事務所で受付を始め、各地方厚生（支）局において処理を進めている。

平成 29 年 1 月末時点で年金事務所が受け付けた訂正請求の件数は 12,824 件（国民年金事案 1,425 件、厚生年金保険事案 11,399 件）となっている。受け付けた件数のうち、11,429 件の処理が完了しており、8,088 件（地方厚生（支）局で訂正決定したもの 2,234 件、日本年金機構で記録訂正したもの 5,854 件）の年金記録が訂正されている。

①年金記録確認  
第三者

## 8 国民が安心できる持続可能な医療・介護の実現

### 1 医療及び介護の総合的な確保の意義

急速に**少子高齢化**が進む中、我が国では、**平成 37 年まで**にいわゆる「**団塊の世代**」が全て **② 歳以上**となり、**超高齢社会を迎える**。こうした中で、国民一人一人が、**医療や介護**が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題である。

我が国における**医療及び介護**の提供体制は、世界に冠たる **③** を実現した医療保険制度及び創設から 18 年目を迎え社会に定着した**介護保険制度**の下で、着実に整備されてきた。しかし、**高齢化の進展**に伴う高齢者の慢性疾患の罹患率の増加により**疾病構造**が変化し、医療ニーズについては、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まってきている。一方で、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の**要介護者**や**認知症高齢者**が増加するなど、**医療及び介護の連携**の必要性はこれまで以上に高まってきている。特に、認知症への対応に

② 75

③ 国民皆保険